

確認検査業務手数料(非課税)

床面積の合計	確認申請		中間検査	完了検査		仮使用認定
	手数料(1)	手数料(2) 仕様規定	手数料(3)	中間検査 あり (4)	中間検査 なし (5)	手数料(6)
30㎡以内	12,000円 (10,000円)	20,000円	21,000円	21,000円 (17,000円)	24,000円 (19,000円)	55,000円
30㎡超え、100㎡以内	20,000円 (16,000円)	28,000円	24,000円	24,000円 (19,000円)	28,000円 (22,000円)	55,000円
100㎡超え、200㎡以内	35,000円 (28,000円)	43,000円	33,000円	33,000円 (27,000円)	36,000円 (30,000円)	120,000円
200㎡超え、500㎡以内	42,000円 (33,000円)	59,000円	47,000円	47,000円 (38,000円)	50,000円 (40,000円)	120,000円
500㎡超え、1,000㎡以内	59,000円 (47,000円)	77,000円	81,000円	81,000円 (65,000円)	83,000円 (66,000円)	140,000円
1,000㎡超え、2,000㎡以内	81,000円 (65,000円)	117,000円	114,000円	114,000円 (91,000円)	122,000円 (98,000円)	140,000円
2,000㎡超え、3,000㎡以内	130,000円 (104,000円)	156,000円	192,000円	192,000円 (154,000円)	201,000円 (161,000円)	200,000円
3,000㎡超え、4,000㎡以内	162,000円 (130,000円)	194,000円	232,000円	232,000円 (186,000円)	242,000円 (194,000円)	200,000円
4,000㎡超え、5,000㎡以内	198,000円 (119,000円)	238,000円	278,000円	278,000円 (222,000円)	290,000円 (232,000円)	200,000円
5,000㎡超え、10,000㎡以内	255,000円 (204,000円)	306,000円	331,000円	331,000円 (265,000円)	345,000円 (276,000円)	230,000円
10,000㎡超え、20,000㎡以内	428,000円 (342,000円)	514,000円	566,000円	566,000円 (453,000円)	587,000円 (470,000円)	270,000円
20,000㎡超え、50,000㎡以内	550,000円 (440,000円)	660,000円	785,000円	785,000円 (628,000円)	801,000円 (641,000円)	300,000円
50,000㎡超えるもの	920,000円 (736,000円)	1,104,000円	1,015,000円	1,015,000円 (812,000円)	1,042,000円 (834,000円)	760,000円
昇降機、昇降機以外の建築設備	24,000円	-	-	-	25,000円	25,000円
工作物	24,000円	-	-	-	22,000円	22,000円

※ 計画変更は、計画変更の内容によって手数料を算出します。

※ 手数料(1)の()書きは、法第6条の4による確認の特例ありの場合の手数料です。

※ 手数料(4)及び(5)の()書きは、法第6条の4による確認の特例あり又は対象設備なし等により、省エネ検査が不要な場合の手数料です。

※ 建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替は、これに係る部分の床面積の1/2を床面積として適用し手数料を算出します。

※ 用途変更に関しては、用途変更部分に係る部分の床面積を適用して手数料を算定します。

※ 増築において直近の確認済証、検査済証がない場合は既存部分の床面積の1/2を増築等申請床面積に加えた床面積を適用して手数料を算出します。

- ※ 構造計算要の構造計算とは、法第20条第2号及び第3号に規定される構造計算とします。（大臣認定により図書を省略される場合を除く）
- ※ エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物については、それぞれ別の建築物とみなして算出します。
- ※ 主要用途が一戸建ての住宅以外の場合、弊社からおおよそ30km以上の検査場所については完了検査手数料とは別に遠隔地検査料が加算されます。

別表第2

避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による確認申請手数料(非課税)

床面積の合計	加算手数料	
	避難安全検証法(3)	耐火・防火区画性能検証法(3)
2,000㎡以内	20,000円	20,000円
2,000㎡を超えるもの	別表第1の1による手数料の20%	別表第1の1による手数料の20%

別表第3

構造計算を要する建築物の手数料(非課税)

床面積の合計	加算手数料
2,000㎡以内	20,000円
2,000㎡を超えるもの	別表第1による手数料の20%

- ※ 申請のうち、構造計算を要する建築物が2棟以上ある場合は、1棟につき表の額を加算します。
- ※ 構造計算適合判定通知書を添付した申請について、上記によらず1棟につき一律20,000円の整合性審査手数料を加算します。

遠隔地検査料(非課税)

当社から地域区分	手数料
地域：A 当社から概ね30km未満	0円
地域：B 当社から概ね30km以上50km未満	3,000円
地域：C 当社から概ね50km以上80km未満	6,000円
地域：D 当社から概ね80m以上	10,000円

住宅性能評価・長期使用構造等確認 料金表

1. 戸建住宅（新築住宅）

単位：円（税込み）

	基本料金	選択評価事項がある場合の 加算額
設計住宅評価の単独申請	55,000	11,000
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時申請	66,000	11,000
長期使用構造等確認の単独申請	44,000	-
建設住宅評価（新築住宅） （当機関が設計住宅評価を行った場合）	99,000	17,600
建設住宅評価（新築住宅） （上記以外の場合）	110,000	19,800

2. 共同住宅（新築住宅）

単位：円（税込み）

	基本料金			選択評価事項がある 場合の加算額
	500㎡以下	500㎡超1,000㎡以下	1,000㎡超	
設計住宅評価の単独申請	$66,000 + M \times 16,500$	$92,000 + M \times 16,500$	$132,000 + M \times 16,500$	$M \times 5,500$
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時申請	$77,000 + M \times 17,600$	$118,000 + M \times 17,600$	$165,000 + M \times 17,600$	$M \times 5,500$
長期使用構造等確認の単独申請	$55,000 + M \times 14,300$	$66,000 + M \times 14,300$	$110,000 + M \times 14,300$	-
建設住宅評価（新築住宅） （当機関が設計住宅評価を行った場合）	$99,000 + M \times 11,000$	$132,000 + M \times 11,000$	$176,000 + M \times 11,000$	$M \times 5,500$
建設住宅評価（新築住宅） （上記以外の場合）	$132,000 + M \times 11,000$	$178,200 + M \times 11,000$	$255,200 + M \times 11,000$	$M \times 5,500$

※1 Mは共同住宅の評価対象戸数である。

3. 変更申請に係る料金は上記の表による料金の1/2とする。

4. 軽微変更該当証明書等の交付料金は1通5,000円とする。

別表3 減額率等

	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
		(最大減額率)	(最大減額率)
1	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	5%
2	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	5%
3	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	10%	—
4	建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法7条の4第1項の検査の申請を行うとき。	—	10%
5	設計住宅性能評価の戸建住宅において、住宅の仕様が一樣等で同一の評価等となる複数の住宅の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%
6	設計住宅性能評価の共同住宅等において、住棟の仕様が一樣等で同一の評価等となる複数の共同住宅等の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%
7	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	10%	10%

※減額率は、該当する項目が複数ある場合、加算することができるものとする。ただし、最大減額率は30%とする。

適合証明に関する手数料等(新築住宅)

(1)一戸建て住宅等

【設計検査】

(税込み金額 単位:円)

区分		手数料				
		基本料金		フラット35Sの加算額		
		省エネルギー性に関して仕様基準による場合	左記以外	耐震性	バリアフリー性	耐久性 可変性
フラット35 財形住宅融資	当機関に建築確認を同時申請する場合	30,000	50,000	11,000	3,300	3,300
	上記以外の場合	33,000	55,000	11,000	3,300	3,300

※ 当機関の確認審査等により、当該申請物件が申し込みの省エネ基準に達していることが認められる場合は、基本料金を半額控除します。

【中間検査】

(税込み金額 単位:円)

区分		手数料			
		基本料金		フラット35Sの加算額	
		基本料金	耐震性	バリアフリー性	耐久性 可変性
フラット35 財形住宅融資		22,000	3,300	-	-

※ 住宅瑕疵担保責任保険と同時申請の場合、中間検査を省略することができます。

【竣工検査】

(税込み金額 単位:円)

区分		手数料			
		基本料金		フラット35Sの加算額	
		基本料金	耐震性	バリアフリー性	耐久性 可変性
フラット35 財形住宅融資	当機関に完了検査を同時申請する場合	22,000	3,300	3,300	3,300
	上記以外の場合	33,000			

(2) 共同住宅

① 分譲住宅

【設計検査】(一般・一括申請)

(税込み金額 単位:円)

区分		手数料			
		基本料金	フラット35Sの加算額		
			耐震性	バリアフリー性	耐久性 可変性
フラット35 財形住宅融資	当機関に建築確認を同時申請する場合	110,000	33,000	3,300 × N	2,200 × N
	上記以外の場合	132,000			

【竣工検査】(一般・一括申請)

(税込み金額 単位:円)

区分		手数料			
		基本料金	フラット35Sの加算額		
			耐震性	バリアフリー性	耐久性 可変性
フラット35 財形住宅融資	当機関に完了検査を同時申請する場合	22,000+3,300 × N	33,000	4,400 × N	2,200 × N
	上記以外の場合	44,000+3,300 × N			

省エネ適合性判定 料金表

1. 判定料金（住宅以外）

（税込み金額、単位：円）

建築物の用途	評価対象面積（㎡）	単独申請		確認との併願申請	
		標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法
A種	300未満	220,000	93,500×N	209,000	82,500×N
	300～ 1,000未満	275,000	104,500×N	264,000	93,500×N
	1,000～ 2,000未満	330,000	129,800×N	308,000	121,000×N
	2,000～ 5,000未満	467,500	198,000×N	440,000	187,000×N
	5,000～10,000未満	576,400	275,000×N	550,000	253,000×N
	10,000～	680,900	330,000×N	660,000	308,000×N
B種	300未満	176,000	75,900×N	154,000	69,300×N
	300～ 1,000未満	220,000	78,100×N	198,000	71,500×N
	1,000～ 2,000未満	275,000	106,700×N	242,000	96,800×N
	2,000～ 5,000未満	352,000	169,400×N	330,000	154,000×N
	5,000～10,000未満	440,000	220,000×N	396,000	198,000×N
	10,000～	550,000	275,000×N	495,000	253,000×N
C種	300未満	110,000	34,100	99,000	33,000
	300～ 1,000未満	110,000	34,100	99,000	33,000
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500	165,000	66,000
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700	187,000	77,000
	5,000～10,000未満	275,000	121,000	253,000	110,000
	10,000～	330,000	146,300	308,000	132,000

(1) 建築物の用途欄のA種、B種及びC種は次のとおり区分し、その用途は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途をいいます。

A種：ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

B種：事務所棟、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（A種に掲げる用途を除く。）

C種：工場等これらを含む複合用途（A種又はB種に掲げる用途を除く。）

(2) モデル建築法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とします。

ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4

(3) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。

- (4) 住宅との複合建築物の判定料金は、非住宅の部分の床面積による上記料金と、「2住宅の判定料金」による住宅部分の料金との合計とします。
- (5) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとします。
- (6) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。
- (7) モデル建築物法（小規模版）を利用した場合、モデル建築物法の手数料から10,000円を控除した手数料とします。

2. 住宅の判定料金

(税込み金額、単位：円)

		仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
戸建て住宅		22,000 (20,000)	33,000 (29,000)	42,000 (38,000)
共同住宅等	300㎡未満	33,000 (29,000)	33,000(29,000)+4,000×住戸数	55,000(49,000)+4,000×住戸数
	300～1,000㎡未満	55,000 (49,000)	55,000(49,000)+4,000×住戸数	77,000(69,000)+4,000×住戸数
	1,000㎡超	99,000 (89,000)	99,000(89,000)+4,000×住戸数	126,000(113,000)+4,000×住戸数

※ () 内は確認と併願申請した場合の料金です。

3. 計画変更判定料金

- (1) 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積を基準に判定料金を算定します。なお、計算方法が変更（モデル建築法から標準入力法への変更又はその逆）の場合は、新規申請として判定料金を算定します。
- (2) 軽微変更該当証明の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1とします。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 料金表

■戸建住宅等（新築住宅）

【単位：円（税込み価格）】

		審査料金
戸建て住宅		42,000
共同住宅	500㎡以下	55,000+4,000×住戸数
	500㎡超1,000㎡以下	77,000+4,000×住戸数
	1,000㎡超	126,000+4,000×住戸数

※ 当機関に確認申請を行った場合、上記の料金から10%減額する。

性能向上計画に係る技術的審査 料金表

1.住宅

(税込み金額、単位：円)

		審査料金
戸建て住宅		42,000
共同住宅	500㎡以下	55,000+4,000×住戸数
	500㎡超1,000㎡以下	77,000+4,000×住戸数
	1,000㎡超	126,000+4,000×住戸数

(1) 当機関に確認申請を行った場合は上記の料金から10%減額し、さらに他の技術的審査等の併願申請がある場合は別途減額します。

2. 非住宅建築物

(税込み金額、単位：円)

建築物の用途	評価対象面積 (㎡)	単独申請		併願申請	
		標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法
下記以外の施設	300未満	220,000	93,500	5,000	5,000
	300～ 500未満	220,000	93,500	5,000	5,000
	500～ 1,000未満	275,000	104,500	5,000	5,000
	1,000～ 2,000未満	330,000	129,800	5,000	5,000
	2,000～ 5,000未満	467,500	198,000	5,000	5,000
	5,000～10,000未満	576,400	275,000	5,000	5,000
	10,000～	680,900	330,000	5,000	5,000
工場等	300未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	300～ 500未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	500～ 1,000未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500	5,000	5,000
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700	5,000	5,000
	5,000～10,000未満	275,000	121,000	5,000	5,000
	10,000～	330,000	146,300	5,000	5,000

(1) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。

(2) 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として、11,000円を加算します。

(3) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとします。

(4) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。

(5) 併願申請とは、省エネ適判と併せて申請する場合です。

3. 計画変更判定料金

- (1) 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積を基準に判定料金を算定します。なお、計算方法が変更（モデル建築法から標準入力法への変更又はその逆）の場合は、新規申請として判定料金を算定します。
- (2) 軽微変更該当証明の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1とします。

BELS評価業務 料金表

1.住宅

(税込み金額、単位：円)

		審査料金
戸建て住宅		42,000
共同住宅	500㎡以下	55,000+4,000×住戸数
	500㎡超1,000㎡以下	77,000+4,000×住戸数
	1,000㎡超	126,000+4,000×住戸数

(1) 当機関に確認申請を行った場合は上記の料金から10%減額します。

(2) 当機関に他の省エネに係る技術的審査（省エネ適判、低炭素建築物、性能向上計画認定、適合証明等）を併願した場合、5,500円とします。

2. 非住宅建築物

(税込み金額、単位：円)

建築物の用途	評価対象面積（㎡）	単独申請	
		標準入力法	モデル建物法
下記以外の施設	300未満	220,000	93,500
	300～ 1,000未満	275,000	104,500
	1,000～ 2,000未満	330,000	129,800
	2,000～ 5,000未満	467,500	198,000
	5,000～10,000未満	576,400	275,000
	10,000～	680,900	330,000
	300未満	176,000	75,900
	300～ 1,000未満	220,000	78,100
	1,000～ 2,000未満	275,000	106,700
	2,000～ 5,000未満	352,000	169,400
	5,000～10,000未満	440,000	220,000
	10,000～	550,000	275,000
工場等	300未満	110,000	34,100
	300～ 1,000未満	110,000	34,100
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700
	5,000～10,000未満	275,000	121,000
	10,000～	330,000	146,300

(1) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。

- (2) 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として、11,000円を加算します。
- (3) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとします。
- (4) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。
- (5) 併願（省エネ適判、低炭素建築物、性能向上計画認定）等の場合審査料金を11,000円とします。